

第1126号

AFN-1126

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

H28. 7 / 4 (月)

## 『中小企業等経営力強化法施行へ 各地で説明会—中小企業庁』

中小企業庁は、「中小企業等経営強化法」の7月施行を前に、6月中旬より約1か月かけて、全国各地にて制度説明会を開催している。「中小企業等経営強化法」は、国が事業分野の特性に応じた支援を示した「事業分野別指針」を策定。中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができ、税制（固定資産税が3年間1/2に軽減等）や金融支援等の措置を受けることができる。また、認定支援機関等は、国の認定を得て、中小企業・小規模事業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援する。例えば経営力向上の事例として、(1) サービス業における取組例：売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を図る。(2) 製造業における取組例：自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を図る、等が活用効果としてあげられる。お問合せ先は、中小企業庁・経営力向上計画相談窓口まで。

## 『告発件数・脱税額で所得税増加 27年度査察の概要—国税局』

国税庁は先般、27年度の査察の概要を公表した。27年度に着手した件数は189件。27年度以前に着手した査察事案の中で27年度中に181件を処理し、うち告発件数は115件で告発率は63.5%であった。着手から告発まで平均9か月の調査期間を要し、延べ155名を動員。検察庁との合同調査や、外国税務当局との連携により真相解明に至った例もあった。

27年度に処理した査察事案に係る脱税額は総額138億円、うち告発分は112億円で、告発した事案の1件当たり脱税額は9,700万円であった。告発件数を税目別に見ると法人税が60%を占め、所得税が前年比6ポイント増の22%。脱税額を見ると法人税が同10ポイント減の51%となった一方、所得税は13ポイント増の28%。相続税は10%であった。



常に上位を占める業種のうち、建設業や不動産業では架空の経費計上、クラ

ブ・バーではホステス報酬に係る源泉所得税を徴収しながら納付していなかった事例が多く見られた。マルチ商法や投資詐欺など事業活動自体に違法行為が含まれ社会問題化した業種についても積極的に告発した。

27年度中に一審判決が言い渡されたのは133件。すべてについて有罪判決が出され、実刑判決が2人に出された。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)